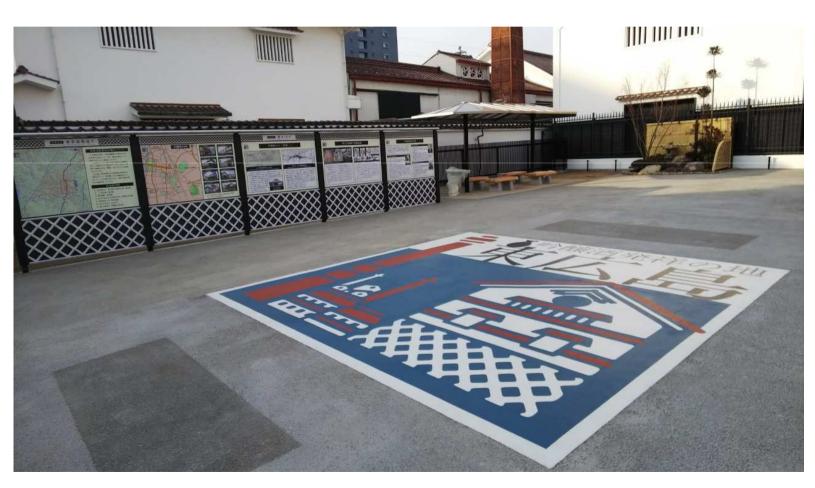
報告第9号

# 【報告】西条本町歴史広場の整備状況について

#### 平成30年1月31日現在

- ロゴマークの舗装完了
- 〇 観光案内板設置完了





### 西条本町歴史広場の使用について

## 使用にあたり許可を 要する利用方法

(1)	物品の販売
(2)	業として写真撮影・ 映画撮影
(3)	興行
(4)	競技会、展示会、集会 または催し等のために 広場の全部又は一部を 独占して使用する行為
(5)	工事・資材置き場

# 使用を許可しない 利用方法

	内容	特別許可 の可否
(1)	施設や設備の 損傷させる行為	×
(2)	公序良俗を 害する行為	×
(3)	威勢·騒音·他人 への迷惑行為	×
(4)	暴走族の集会	×
(5)	樹木の伐採	0
(6)	土地の形質変更	0
(7)	張り紙や広告を 表示する行為	0
(8)	車両の乗り入れ	0
(9)	目的外使用	0
(10)	その他管理に 支障のある行為	×

#### 許可の可否の考え方

#### ★不許可事項

- (1) 暴力的不法行為
- (2) 著しい騒音、他人に著しい不快の念、 危害を及ぼす行為
- (3) 教育委員会が不適当と認めるもの
- ① 企業の広告宣伝等の営利行為 ※酒蔵通りの振興に係る次のものを除く
  - 市、市教委の主催共催
  - ・次の団体の支援イベント 東広島市観光協会、 東広島商工会議所 西条酒造協会
- ② 広場や通行する人等に対する行為
  - •示威的行為
  - ·勧誘活動(政治·宗教)
  - •中立性の阻害活動
- ③ 騒音、不快の念を与える行為
  - ・西条酒蔵通りに相応しくない 大音量のストリートミュージシャン、 大音量の辻説法等のことを想定